

改正

安全運転管理者業務の解説④

～ 酒気帯び確認の方法～

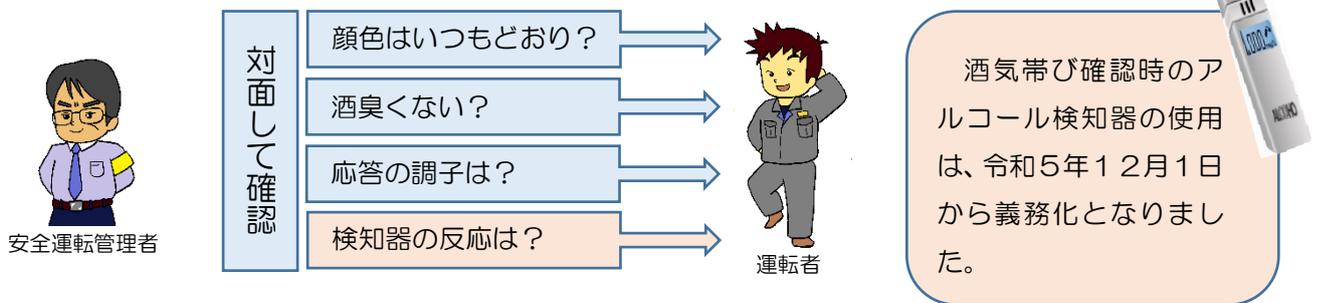
安全運転管理者が運転者の酒気帯び確認は、対面によることが原則ですが、直行直帰や出張先での確認など、対面での確認が困難な場合には、対面による確認と同視できるような方法で行うことができます。

また、確認は原則として安全運転管理者が行わなければなりません。不在時など確認を行うことが困難な場合は、確認を副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に行わせることは差し支えありません。

【原則的な確認方法】

安全運転管理者が運転者と対面して目視等で確認を行います。

アルコール検知器使用の義務化後は、アルコール検知器による確認も必要です。



【対面での確認が困難な場合の確認（直行直帰や出張先での確認など）】

対面での確認が原則ですが、直行直帰や出張先の運転者の確認など、対面での確認が困難な場合には、これに準ずる適宜の方法で実施すればよく、例えば運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で、次のような対面による確認と同視できるような方法で行うことができます。



アルコール検知器使用の義務化に向けて、早めにアルコール検知器を準備しましょう。義務化前であっても、アルコール検知器を活用した酒気帯び確認は飲酒運転防止に有効ですので、積極的に活用しましょう。また、適切な運転管理のため、各事業所に応じてアルコール検知器の必要数入手に努めましょう。